

名古屋市立大学人間文化研究科研究倫理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、名古屋市立大学人間文化研究科（名古屋市立大学人文社会学部を含む。以下「人間文化研究科」という。）における人を対象とする研究（以下「研究」という。）について、倫理的配慮を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、名古屋市立大学人間文化研究科研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究に関わる計画書等の審査に関すること。
- (2) 研究における倫理のあり方に関する基本的事項に関すること。
- (3) その他研究倫理に関すること。

(組 織)

第4条 委員会は、人間文化研究科教員3名と本研究科外の教員1名をもって構成する。

2 委員会は男女両性で構成する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

2 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。

4 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

5 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(審査手続き等)

第8条 委員会は、第3条第1項について、次のとおり、研究責任者の申請に基づき、審査を行う。

- 2 研究責任者は、審査に必要な書類を研究科長に提出し、申請する。
- 3 研究科長は、申請を受けたときは、委員会に審査を諮問する。ただし、第9条に定める場合においては、この限りではない。
- 4 委員会は、第1条の趣旨に沿って審査し、判定を行う。
- 5 委員会が必要と認めた場合は、研究責任者または第三者の出席を求め、申請の内容についての説明または意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、審査の判定結果について速やかに研究科長に報告する。
- 7 研究科長は、前項の報告を尊重し、審査結果を研究責任者に通知する。

(審査手続きの特例)

第9条 研究科長は、緊急に研究を実施する必要があると判断した場合には、委員会の意見を聴く前に研究開始を認めることができる。ただし、事後速やかに、委員会の意見を聴き、委員会の意見を尊重しなければならない。

(研究計画等の変更)

第10条 研究責任者は、承認された後に研究計画等の変更をする場合は、改めて変更箇所を明示した研究計画書等を研究科長に提出しなければならない。

(異議申し立て)

第11条 研究責任者は、審査の結果に異議のある時は、理由書を添えて研究科長に再審査を求めることができる。

(研究の変更・中止)

第12条 研究責任者は、研究対象者に危険や不利益が生じた場合は、速やかに研究科長を通じて委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告に基づいて審議し、当該研究の変更、中止その他必要な事項について意見を述べることができる。
- 3 研究科長は、委員会の意見を尊重し、当該研究の変更、中止その他必要な事項を決定する。
- 4 研究責任者は、前項の決定に従わなければならない。

(研究実施状況報告)

第13条 委員会は、研究科長を通じて研究責任者に研究の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 研究責任者は、研究終了後、速やかに研究科長を通じて委員会に研究の終了と結果の概要を報告しなければならない。

(公表)

第14条 委員会は、第7条第4項の記録のうち、議事要旨を公表することができる。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、人間文化研究科事務室において処理する。

(規程の改正)

第16条 この規程の改正は、教授会の議決による。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年10月10日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第4条の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、
平成20年3月31日までとする。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。